

社会福祉法人愛児会 役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛児会（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、評議員会、理事会その他の会議等に参加し、又は監事監査を実施した場合には、報酬として日額5,000円を支給する。

2 役員等のうち、当法人の職員を兼務する者に対しては、前項の報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等に対して、費用弁償はしない。

(支給方法)

第5条 第3条に規定する報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から適用する。